



隠岐の島駐在からのお知らせ 秋号



厚生労働省 島根労働局 松江労働基準監督署 隠岐の島駐在事務所

1 最低賃金が改訂されました！～前年比47円引き上げ～

令和5年10月6日より、島根県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイトを含む）の最低賃金が引き上げられました！

島根県最低賃金

時間額
904円

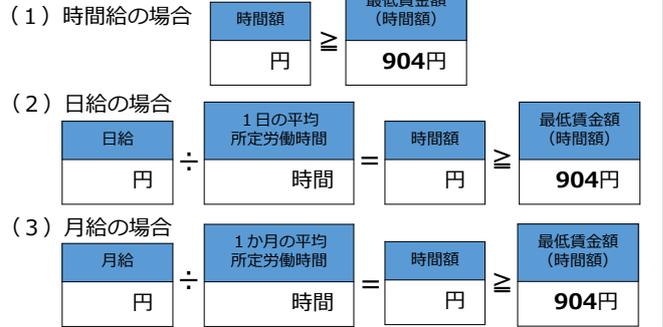
【最低賃金額】

使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払う必要があります。仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意のうえで定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

詳しくは
こちらから



【最低賃金の確認方法】



2 法定帳簿の作成及び保存はしていますか？

労働基準法では労働者を雇用する事業者に対して、労働者名簿や賃金台帳、出勤簿、年次有給休暇取得管理簿として整備し、保存することを義務付けています。次の帳簿を整備（作成）し、**5年間**（経過措置により当面の間は**3年間**）保存する必要があります。

◇ 賃金台帳 ◇

①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外・深夜・休日の労働時間数、⑦基本給及び手当額、賃金控除額etc.

◇ 労働者名簿 ◇

①労働者の氏名、②生年月日、③履歴、④性別、⑤住所、⑥従事する業務、⑦雇入れ年月日、⑧退職年月日etc.

◇ 出勤簿（労働時間を記録した帳簿） ◇

①氏名、出勤日、出勤日毎の始業・就業時間、休憩時間、残業時間etc.

◇ 年次有給休暇管理簿 ◇

①基準日(年休付与日)、②取得日(年休消化日)、③取得日数

3 トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます！

労働安全衛生規則が改正され（1）昇降設備の設置（2）保護帽の着用（3）テールゲートリフターの操作に係る特別教育が義務付けられました。（3）特別教育については**令和6年2月**から、それ以外の規定は**令和5年10月**から施行されます。

▶ 詳しくはこちらをチェック！⇒



4 11月は「労働保険適用促進強化月間」です!!

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

※ 5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれます。

▶ 労働保険の成立手続きについてはこちらをチェック！⇒



労働災害発生状況（令和5年1月～9月）

島根労働局全体			松江労働基準監督署					
			隠岐郡					
死亡	死傷	対前年 増減 (死傷)	死亡	死傷	対前年 増減 (死傷)	死亡	死傷	対前年 増減 (死傷)
2	1,013	▲371	1	433	▲90	0	35	15

厚生労働省

「賃金引き上げ特設ページ」

のサイトはこちら▶



過去のお知らせは、
こちらから

